

神奈川県行政書士会緑支部 支部会費徴収細則

(目的)

第1条 この細則は、神奈川県行政書士会緑支部(以下「本支部」という。)規則第7条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

(支部会費の額の特例)

第2条 当該年度の4月に在籍する会員は、本支部規則第7条第1項に定める金額(以下「本支部会費」という。)を納付する。

- 2 5月以降に会員となった者は、本支部会費の12分の1に、会員となった月から当該年度末までの月数を乗じた金額を納付する。

(納付の方法)

第3条 会員は、本支部支部長の指定する金額を指定する方法により、定時支部総会の翌月末日までに納付しなければならない。

- 2 前条第2項に定める会員は、本支部支部長が指定する日までに納付しなければならない。

(督促)

第4条 会員が前条に指定する期日までに会費を納付しない場合、本支部支部長は、納付期限を定めた会費納付督促書により、当該会員に対し速やかに納付するよう督促するものとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日より改定施行する。